特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南会津町は、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務の執行に当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約を含めることで万全を期している。

評価実施機関名

南会津町長

公表日

令和5年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	E取り扱う事務
①事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を実施するための基礎とする情報(地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報及び児童手当関係情報を含む。)の管理に関する事務
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯生活支援特別給付 宛名情報ファイル	金支給対象者ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第74条
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第59条の4 ■情報提供なし
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

総務課 〒967-0004福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1 Tel0241-62-6100

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

健康福祉課 〒967-0004福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1 社0241-62-6170

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			5年6月28日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	5年6月28日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
	基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の	の種類					
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供ネッ	トワークシスラ	ームを通じ	た入手を除	(。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ [・] 2)十分である 3)課題が残され・		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委	託				[]委託しない
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	提供ネットワー	クシステム	を通じた提供	を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	装続		[]指	接続しない(入手)	Γ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻	_	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻		
7. 特定個人情報の保管・消	去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十分 か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻		
8. 監査							
実施の有無	[〇]自己	己点検	[]] 内部監査	[]	外部監	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[+3	分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分に行ってし		ะเงอ

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月21日	新規作成			事後	
令和5年6月28日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	特例対応に関する事務連絡(令和4年度)	特例対応に関する事務連絡(令和4年度)を削除	事後	